

高校生等海外体験支援事業（高校生『一人で海外進出!』応援プロジェクト）
業務委託仕様書

1 事業名

高校生等海外体験支援事業（高校生『一人で海外進出!』応援プロジェクト）

2 事業目的

万博が大阪で開催され国際交流が盛んになっているこの機を活かし、高校生等が、海外留学等での交流を通して、視野を広げ、国際感覚や自立心・向上心を磨くとともに、自身の海外体験の内容や大阪の魅力等を英語等で世界に発信できる積極性を培う。

3 事業概要

本事業は、大阪府内に住所を有する中学 3 年生から高校 2 年生（以下、「参加高校生等」という。）の、各自希望する分野やテーマに沿った約 2 週間から 1 か月程度の英語圏での海外体験や短期留学等（以下、「海外留学等」という。）の実現を支援する、1 クール 2 カ年の事業である。参加高校生等は、実際に海外へ渡るために必要な、リスクマネジメント等の様々なスキルを事前研修で身に付けるとともに、無料相談デスクや専門アドバイザーといった海外留学等までの手厚いサポートを活用して、約 2 週間から 1 か月程度の海外留学等を計画・実現していく。海外留学等実施後は、その活動・体験の内容、これまで学んできたことや準備過程の様子等を参加高校生等の視点から捉え、動画を作成する。こうした動画を、SNS 等を通じて広く発信し、海外留学等にまだ一歩踏み出せていない他の若者やその保護者、教育関係者等に対して、本事業を通して得られたリアルな体験を伝えることで、海外へ行ってみたいという若者の層の裾野を広げていく。

4 定義

言葉	定義
参加高校生等	大阪府内に住所を有し、本事業に参加する中学 3 年生から高校 2 年生
海外留学等	海外体験や海外留学等
応募対象者	応募時において、大阪府内に住所を有する中学 3 年生～高校 2 年生
第 2 クール	令和 8 年度から令和 9 年度。具体的には、令和 8 年の契約締結日から、事業完了日の令和 10 年 3 月 31 日（金曜日）までの期間
募集説明会	本事業に係る事業概要等を説明する会
説明会参加者	応募説明会に参加する、応募対象者やその保護者及び教育関係者等
海外留学等相談アドバイザー	海外留学等コーディネーター及び海外留学等カウンセラーの双方のこと。

5 事業規模

参加高校生等 定員 10 名程度 ※ 但し、人数が前後することがある。

6 契約期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで

7 履行場所

大阪府内及び海外留学等先

8 委託上限額

総額 14,808,250 円（消費税及び地方消費税を含む）

- 但し、令和 8 年度は、4,793,250 円、令和 9 年度は、10,015,000 円を上限とする。
- なお、参加高校生等の海外留学等プログラム費用及び往復の航空券代合計の 1/2 については、企業等による寄附をもって充てることとし、助成金として、別途大阪府から参加高校生等に支払うものとする。

9 成果指標

- (1) SNS、YouTube 等のインプレッション※数…本事業専用の SNS 等アカウントを受託者で開設し、参加高校生等により作成されたコンテンツなども活用しながら、本事業契約時点の大阪府国際課の公式 Instagram におけるフォロワー数の 2 倍以上を達成（参考目安として、令和 8 年 4 月時点において、大阪府国際課の公式 Instagram フォロワー数は 654 である。）

※ インプレッションとは、Web マーケティング業界や広告業界では「広告が表示された回数」として一般的に使用されている言葉

- (2) 参加高校生等の意欲向上、満足度…参加者を対象とした事後アンケートで「意欲が向上した」や「満足した」といった回答が全体の 90%以上を達成
- (3) 事業終了後の、海外就職や外資系企業の就職を実現※…参加高校生等のうち、海外企業や外資企業に就労した者が半数以上

※ 本成果指標は大阪府において達成すべき成果指標であるが、受託者は当該目標達成に配慮し、本業務を実施すること。

10 事業全体のスケジュール概要（予定）

令和 8 年 9 月下旬	: 受託者決定、契約締結
令和 8 年 11 月～12 月末	: 応募対象者募集期間
令和 9 年 1 月～2 月上旬	: 参加高校生等選考（1 次・2 次選考）
令和 9 年 2 月中旬～3 月中旬	: キックオフイベント
令和 9 年 3 月～令和 9 年 6 月	: 事前研修
令和 9 年 7 月～令和 10 年 1 月上旬	: 海外留学等
令和 10 年 1 月中旬～3 月上旬	: 動画作成・成果発表会
令和 10 年 3 月 31 日（金）	: 事業完了日

11 委託業務の内容と提案を求める事項

高校生等海外体験支援事業の実施にあたっては、大阪府と受託者において、各業務の具体的な内容を十分に協議・調整した上で、以下（1）～（5）の企画・運営を行う。また、事業効果の最大化を図るため、各業務の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、大阪府と協議の上、決定すること。なお、高校生等海外体験支援事業の企画内容等は、提案内容を基に、寄附企業等からの意見等を踏まえ、大阪府と協議の上、決定する。その際、大阪府から、予算の範囲内で、実施内容の追加・変更を求めることがある。

- (1) 応募対象者の募集・参加高校生等の選考運営業務
- (2) 参加高校生等の海外体験に係る事前準備支援業務
- (3) 参加高校生等の海外体験に係る海外留学等支援業務
- (4) 参加高校生等の海外体験に係る報告等実施業務
- (5) 事業の効果検証・評価及び業務引継ぎ

【提案を求める事項 1】 事業運営に係る実施体制

- ・ 本事業を効果的かつ円滑に実施できる事業全体の実施体制を具体的に提案してください。その際、下記(1)から(5)に記載のあるそれぞれの業務内容の遂行にふさわしい人員、資格・スキル(業務経験、年数、類似事業での実績等)、人員数等を具体的に明示してください。
- ・ また、寄附金額により、参加高校生等の人数が想定数より増えた場合の受入可能な人数と、その実施体制について具体的に提案してください。

(1) 応募対象者の募集・参加高校生等の選考運営業務

(ア) 応募対象者の募集

第2クールにおける応募対象者の募集については、大阪府と連携し、効果的かつ効率的な手法にて実施すること。応募対象者の募集や活動内容周知に向けて、PR動画等を作成し、本事業専用のSNS等においてSNSマナーを徹底した上で、安全かつ効果的な広報を行うこと。

(SNSの運用について)

- ・ 受託者は、本事業専用のSNSアカウント(Instagram、X、YouTube等)を契約締結日から2028(令和10)年3月31日までSNSアカウントを運営すること。
- ・ 受託者は、本事業専用のSNS等アカウントを受託者側で開設するとともに、大阪府国際課の公式Instagramにおけるフォロワー数の2倍以上のインプレッション数達成を指標とすること。(参考目安として、令和8年4月時点において、大阪府国際課Instagramフォロワー数は654である。)
- ・ 受託者が作成・投稿する内容は、事業の活動内容(動画、写真、ブログ等)とし、応募対象者の世代にとって魅力的な内容であるとともに、本事業の目的(海外留学等の促進、若者の国際感覚や自立心・向上心向上)に沿うものを、事前に大阪府と協議の上、決定すること。
- ・ 本事業専用のSNSアカウントへの投稿内容は、参加高校生等の活動や大阪の魅力に関するPRについても掲載することとし、興味・関心のある若者への広報や、本事業のフォロワー数やインプレッション数の増加につながるような取組みを実施すること。

(SNS以外の広報周知について)

- ・ 本事業への応募対象者募集に係るチラシを作成し、大阪府内のすべての高校・中学等へ配布すること。なお、チラシのデザインは、大阪府と事前に協議の上、承認を得たうえで印刷・配布すること。情報発信に当たっては、多くの応募対象者の興味・関心を惹くような効果的な仕掛け・工夫を施すこと。
- ・ 必要に応じて、大阪府の関連施策、市町村、経済団体、教育機関等の関係機関と連携し、相乗効果を高められるよう取り組むこと。

(イ) 説明会の開催

受託者は、応募対象者やその保護者及び教育関係者等(以下、「説明会参加者」という。)に対し、本事業に係る募集説明会(以下、「説明会」という。)を開催すること。なお、説明会においては、応募対象者の海外体験の機運を高めるとともに、本事業について広く府民に発信し、応募対象者数や本事業専用SNS及び大阪府国際課公式Instagram等のフォロワー数・インプレッション数の増加へつなげることを目的とする。

(開催手法及び開催回数について)

- ・ 説明会については、応募対象者募集期間中に広く高校生等が参加できるような工夫をして実施・開催すること。開催手法については、各回に、会場での開催であるか、オンラインでの開催(ライブ配信)であるかを明示すること。
- ・ リハーサルや説明会当日の流れ、スケジュール、会場レイアウト及び司会者・ゲストスピーカー・運営スタッフ等を調整・手配し、遅くとも説明会開催日の1か月前までに大阪府と協議の上、承認を得ること。なお、詳細の業務運営については、大阪府の指示に従い、協議の上で進めること。
- ・ ゲストスピーカーについては、本事業の趣旨をよく理解し、海外留学等や就業等の経験を有している者を招聘するとともに、募集対象者に向けて、本事業に参加し、海外留学等を実現してみたいと感じてもらえるような内容を講演内容に盛り込むこと。

(会場での開催の場合は、以下の点も留意すること)

- 説明会参加者が通いやすく利便性・安全性が高い立地にあり、説明会を開催するにあたってふさわしい会場を受託者が借りて開催すること。

(オンラインでの開催(ライブ配信)の場合は、以下の点も留意すること)

- 本事業の概要説明及びゲストスピーカーによるトークセッション後の質疑応答のため、双方向のライブ配信とすること。

【提案を求める事項2】 応募対象者の募集・説明会の開催

(ア) 応募対象者の募集

- ・ 本事業の趣旨をよく理解した上で、本事業専用SNSアカウントの運用と管理方法を含む、応募対象者の募集に係る広報手法(媒体)、スケジュールを具体的に提案してください。
- ・ 広報周知について、本事業が、海外に一步踏み出したいと思う応募対象者の興味を惹く魅力的な手法(広報先、スケジュール、発信内容)や、本事業専用SNSアカウントおよび大阪府国際課 Instagram のフォロワー数・インプレッション数の増加につながるような具体的な取組みを提案してください。

(イ) 説明会の開催

- ・ 本事業の趣旨及び『(参考1) 2026年度 高校生『一人で海外進出!』応援プロジェクト 募集要項概要イメージ』に記載のある『参加高校生等に対して求める資質』をよく理解した上で、効果的に応募者や説明会参加者の増加につながる説明会の内容、開催時期、回数、手法、スケジュール、想定参加者数等を具体的に提案してください。
- ・ 説明会の内容については、本事業の概要説明、ゲストスピーカーによるトークセッション及び質疑応答を必ず含めたうえで、応募対象者に対し、本事業応募への意欲向上につながる工夫を凝らした内容を具体的に提案してください。

(ウ) 募集要項の作成

- ・ 応募対象者に対して『(参考1) 2026年度 高校生『一人で海外進出!』応援プロジェクト 募集要項概要イメージ』に沿った募集要項を作成すること。作成するにあたり、募集要件等については、大阪府の指示に従い、協議の上で進めること。なお、応募対象者に対して、『テーマの方向性』や『応募対象者が個別に設定する海外留学等の活動テーマ例』を参考にしたうえで、幅広い分野の活動を支援するという事業趣旨を踏まえた具体的な選考につながる募集要項及び審査基準を作成すること。

(エ) 出願書類の受付・審査

- ・ 受託者は、募集要項及び出願書類様式一式を、大阪府と協議の上作成・提出し、承認を得ること。また、出願受付の際に利用する受付フォームをオンラインフォームで作成すること。なお、詳細の業務内容や報告等については、大阪府の指示に従い、協議の上で進めること。

(オ) 1次・2次選考の運営、結果開示

- ・ 大阪府が参加高校生等を選考するにあたり、公平性を確保するとともに、出願書類で確認する内容について、応募理由、海外留学等の計画や将来像、大阪への貢献及び『(参考1)2026年度 高校生『一人で海外進出!』応援プロジェクト 募集要項概要イメージ』の内容を踏まえて、海外に一人で飛び出して果敢に挑戦しようとする意志のある者を選考できるように受託者が審査・選考基準を作成し、大阪府と協議し承認を得ること。
- ・ 大阪府の選考過程において、客観性を担保するとともに、様々な視点から参加高校生等を選考するため、選考委員会を設置し、外部有識者を複数名選出すること。なお、外部有識者の候補者を選出後、大阪府と協議の上、承認を得ること。
- ・ 1次・2次選考については、幅広い活動テーマに基づく応募があることを踏まえ、受託者が審査・選考基準を作成の上、事前に大阪府と協議し承認を得ること。ただし、選考過程で必ず英検準2級程度の英語力を測ることができるような「英語による面接」を含めること。
- ・ 選考にあたっては、応募者の熱意はもとより、これまでの経験や実績、海外留学等で得られる経験を生かして将来いかに大阪の発展に貢献できるかなどの観点から、公正・中立の立場で行うことができるような環境等を整備すること。(例えば、受託者以外が提供する海外留学等プログラムを活用する応募者を恣意的に選考しないなど)。
- ・ 応募者が受託者の管理下にある間、自宅と1次選考・2次選考(会場実施の場合)を含む日から事業完了日までの各会場との往復途上にある間、応募者に生じる可能性のある急激かつ偶然な外来の事故にも備え、受託者は、傷害保険に加入するなど安全を確保できる体制をとること。
- ・ 受託者は、大阪府からの承認を得た上で、応募者に1次選考及び2次選考のそれぞれの結果を通知すること。また、受託者の定める期日までに2次選考合格者から参加承諾を得ること。
- ・ 受託者は、出願者本人から、選考結果の開示要求がされた場合、大阪府に連絡するとともに、大阪府の指示に従い協議の上、対応すること。

【提案を求める事項3】 参加高校生等の選考運営業務

(オ) 1次・2次選考の運営、結果開示

- ・ 1次選考及び2次選考のそれぞれの選考において、幅広い活動テーマを求めるという事業趣旨を踏まえた選考を行うための具体的な審査・選考基準、審査の観点等を提案してください。(ただし、いずれかの選考過程においては、英語による面接を必ず含めること。)
- ・ 幅広い活動テーマを求めるといふ本事業の趣旨をよく理解した上で、テーマに応じた外部有識者の候補一覧とともに、資格等について明示し、選考を効果的かつ円滑に実施できるような選考体制、選考時間割等の実施要領を提案してください。

(2) 参加高校生等の海外体験に係る事前準備支援業務

(カ) キックオフイベント(オリエンテーション含む)

- ・ 受託者は、日本語でキックオフイベント(オリエンテーション含む)を企画し、実施すること。キックオフイベント(オリエンテーション含む)には、受託者、参加高校生等、その保護者及び大阪府関係者等を参加させること。
- ・ キックオフイベント(オリエンテーション含む)の開催会場については、参加人数等を考慮し、式典開催にふさわしい場所を確保すること。
- ・ キックオフイベント(オリエンテーション含む)においては、参加高校生等が海外での活動に向けた準備等を行う以後のモチベーションが高まるプログラム企画を提案すること。当プログラムの企画内容や開催形態等については、大阪府と十分に協議し実施すること。なお、大阪府から企画内容や開催形態等について提案を行う場合があるが、その際には誠実に対応すること。
- ・ キックオフイベントにおいて、大阪府からの要請に応じ、協議・調整の上で、本事業への寄附者を招待すること。なお、参加高校生との交流、事業紹介等を、必要に応じて、企業との調整やプログラムの検討を行うこと。

(キ) 事前研修

- ・ 事前研修期間は、令和 9 年 3 月から令和 9 年 6 月までとする。ただし、『SNS コンテンツ発信』においては、海外留学等実施期間後に設定してもよい。
- ・ 参加高校生等が参加しやすい曜日・時間帯を設定し、事前に大阪府の承認を得た上で、参加高校生等へ案内すること。
- ・ 事前研修の開催手法については、会場での開催の場合と、オンラインでの開催の場合で、それぞれ以下の点を留意すること。

(会場での開催の場合は、以下の点も留意すること)

- 参加高校生等が通いやすく利便性・安全性が高い立地にあり、事前研修を開催するにあたってふさわしい会場を受託者が借りて開催すること。

(オンラインでの開催(ライブ配信)の場合は、以下の点も留意すること)

- 各研修日において、事前に受託者と参加高校生等の間においてオンライン接続状況が確認できるよう、研修開催前の時間帯に受付時間を設けること。
- ・ 事前研修の内容については、以下を含む事前研修内容のテーマに沿う内容・カリキュラム・使用教材等について、受託者が具体的な内容を大阪府に提示の上、協議・調整し、実施すること。

【事前研修内容に含むテーマ】

- ◇ 実践的英会話(10 回以上)
- ◇ 海外留学等で必要なリスクマネジメント
- ◇ 将来のキャリア形成
- ◇ 海外留学等の計画改善
- ◇ IT リテラシーや SNS コンテンツ発信に必要なスキル向上
- ◇ 大阪の文化理解(プレゼンテーション・ディベート各 1 回)
- ・ 各研修の講座内容については、公正・中立の立場で講義を実施すること。
- ・ 事前研修については、いずれの講座においても、参加高校生等が一方方向の情報伝達を受けるだけでなく、各プログラムにおいて主体的かつ能動的に参加することができるような内容であり、そのような工夫や仕掛けを施すこと。

- ・ 参加高校生等が海外留学等期間中あるいは帰国後において、地元である大阪の魅力をよく理解し、大阪の魅力について SNS 等でしっかり発信できるような研修内容を盛り込むこと。
- ・ 事前研修は、原則参加を義務付けること。なお、やむを得ない事由による欠席の場合は、参加高校生等から欠席届を提出させるとともに、欠席した参加高校生等に対して、各事前研修の録画データを補講として送付すること。

【提案を求める事項 4】 キックオフイベント(オリエンテーション含む) 及び事前研修

(カ) キックオフイベント(オリエンテーション含む)

- ・ キックオフイベント(オリエンテーション含む)の実施内容、実施体制、会場、配置等について具体的に提案してください。
- ・ キックオフイベント(オリエンテーション含む)について、参加高校生等が今後海外での活動に向けた準備等を行う上で、以後のモチベーションが高まるようなプログラム企画を具体的に提案してください。

(キ) 事前研修

- ・ 委託業務内容に示されている事前研修テーマの他に、参加高校生等が海外留学等を実施するにあたって必要なスキルを向上できるような内容について、具体的な研修テーマや内容・カリキュラムについて提案してください。

(ク) 海外留学等相談事務局の開設

受託者は、海外留学等相談事務局を開設し、海外留学等コーディネーター及び海外留学等カウンセラー（以下、双方をまとめて『海外留学等相談アドバイザー』という）を以下の要領で配置すること。海外留学等相談事務局は、参加高校生等が出願時に提出した海外留学等の計画書を、実際の海外留学等の期間までに参加高校生等と海外留学等相談アドバイザーにより、計画を精査し、各参加高校生等が目標にしている内容を実現させるために必要な事前準備ができるように支援すること。

(海外留学等コーディネーターの配置及び対応)

- ・ 参加高校生等を担当する海外留学等コーディネーターを配置すること。コーディネーターは、参加高校生等が実際に海外留学等を実施する期間において、現地での様子を聞き取るとともに、必要な相談対応及び助言等を行うこと。

(海外留学等カウンセラーの配置及び対応)

- ・ 海外留学等コーディネーターとは別に、海外留学等カウンセラーを配置すること。カウンセラーは、参加高校生等がメール・オンライン通話等で相談できる体制を整えること。カウンセラーは、参加高校生等が日本語で相談したい場合に対応したり、参加者にカウンセリングが必要であると大阪府及び受託者が判断した場合、大阪府の依頼及び受託者の判断に応じて該当の参加高校生等に直接連絡し、カウンセリングを行うとともに、状況を聞き取ったり相談・助言を行ったりすること。
- ・ 参加高校生等から聞き取った内容や対応した内容については、大阪府に随時報告すること。カウンセラーは、相談内容の解決方法を現地機関と協議するため、日本語と英語のバイリンガルとし、協議において必要な英語力を要する。

(海外留学等相談事務局の設置)

- ・ 受託者は、参加高校生等のための海外留学等相談窓口として、『海外留学等相談事務局』を設置すること。なお、『海外留学等相談事務局』については、『対面型』、『オンライン型』、前述の両方を取り入れた『ハイブリッド型』のいずれかを選択し、その内容について提案することとする。ただし、それぞれ選択した手法においては、下記の点を留意すること。
(『対面型』での開催の場合は、以下の点も留意すること)
 - 参加高校生等及びその保護者が相談できる時間帯を鑑みた上で、海外留学等相談アドバイザーを事務局に配置し、事務局を営業すること。
 - 事前の予約や相談実施施設・会場等については、参加高校生等及びその保護者にとって利便性・安全性が高い時間帯や立地により実施すること。
- ・ 海外留学等プログラムの内容のみならず、保険、ビザ・パスポート申請等に必要な助言等も実施すること。
- ・ 受託者は、これまでの企業ノウハウを活用し、各参加高校生等の海外留学等の実施時期を出願書類等で適切に把握した上で、必要な時期に必要な回数の相談対応を実施すること。ただし、最低実施期間としては6か月以上、通算 100 日以上を設置とする。なお、営業時間帯については、海外留学等の期間中のコアタイムなどを考慮した上で設定するとともに、メール等の対応については、返信をいつ頃までに実施するか等具体的に設定し、大阪府の承認を得たうえで、参加高校生等及び保護者へ通知すること。
- ・ 受託者は、自社プログラムや他社プログラムの如何を問わず、各参加高校生等が出願時に提出した海外留学等計画、目的及び内容等に沿ったプログラムとなっているかどうかを精査し、必要に応じて参加高校生等に対し、適正なプログラムの提案や企業等の紹介を行うこと。(ただし、企業斡旋等はないこと。)

(ケ) 海外留学等プログラムに係る受入機関先確認・提案

- ・ 受託者は、参加高校生等が実施する海外留学等プログラムにおいて、受入先機関の要件を満たしているかどうかを確認すること。なお、受入先機関の要件としては、以下内容を参考とすること。
【受入先機関】…諸外国等に所在する法人や団体等で、参加高校生等が実際に学習や海外体験活動を行う機関のこと。個人による受入れは認めない。なお、受入先機関がなく、受入れの証明や活動を修了したことの証明ができない計画は助成金支給支援対象外とする。
【受入先機関として認められない例】
 - ◇ 日本に所在する法人・団体等(日本に所在する法人・団体等の海外事務所を除く)
 - ◇ 滞在先(ホームステイ先、寮、ホテル等)
 - ◇ 留学斡旋業者(留学エージェント、旅行代理店、現地ツアー会社等、留学手続き代行・留学先斡旋・滞在中のサポートを行う業者・団体)ただし、留学斡旋業者が受け入れ先として求められるのは、留学計画の活動内容が留学斡旋業者の業務・活動に関するもののみである場合とする。
 - ◇ 個人(親戚・知り合い、教師宅等)。ただし、個人が経営する事業に関する活動を行う場合、当該団体を受入先機関とする。
- ・ 各参加高校生等の海外留学等プログラムにおいて、滞在先(ホストファミリー等)選定については、以下の【留意する点(例)】を参考に、必要に応じて提案すること。また、他社の提供するプログラムにおいても、同様に確認し、必要に応じて代替案を参加高校生等に対して提案すること。

【留意する点(例)】

- ◇ 本事業の趣旨及び参加高校生等の現地での保護者としての責務を理解し、参加高校生等の安全な生活を保障できること。特に、同居する家族内に、犯罪歴のある者について該当がなく、人間関係が円満であること。
 - ◇ 各参加高校生等に対して、個室が提供されており生活に必要な家具が提供されていること。
 - ◇ 外食する場合を除き、1日3食分提供されていること。また、各参加高校生等のアレルギー等の条件も鑑みた上で食事提供がなされること。
 - ◇ ペット等の動物アレルギー条件等も事前に確認しておくこと。
 - ◇ 家庭内言語が英語であること。等
- ・ 本事業へ寄附いただいた企業において海外の現地支社があった場合で、参加高校生等の留学目的や活動等に沿う趣旨であり、かつ目的地・活動場所等が合致した場合、当該寄附企業先の合意や取り組みへの協力が得られた際は、当該寄附企業の現地支社を訪問等できるように、大阪府の要請に応じて、柔軟に調整・対応すること。
 - ・ 受託者は、全ての参加高校生等の受入機関先および滞在先等を海外留学等出発前の遅くとも2週間程度前までに決定し、具体的な受入機関先及び滞在先等について、参加高校生等及びその保護者に通知するとともに、大阪府あて報告すること。なお、他社の海外留学等プログラムにおいても同様とすること。

【提案を求める事項5】

海外留学等相談事務局の開設、海外留学等プログラムに係る受入機関先確認・提案

(ク) 海外留学等相談事務局の開設

- ・ 海外留学等相談事務局を開設するにあたり、具体的な実施体制やその手法等について提案してください。
- ・ 各参加高校生等の目的・趣旨や希望を尊重する具体的なプログラム提案方法や紹介方法等を提案してください。

(ケ) 海外留学等プログラムに係る受入機関先確認・提案

- ・ 参加高校生等の受入先機関の確認方法及び要件を満たした受入先機関の代替提案の方法について、具体的に提案してください。
- ・ 滞在先(ホストファミリー等)選定・提案においては、過去の類似事業による実績を踏まえ、具体的に提案してください。

(3) 参加高校生等の海外体験に係る海外留学等支援業務

(コ) 渡航に必要な手続き

- ・ 受託者は、参加高校生等に対し、留学に必要な、健康診断・予防接種、各種検査について、説明を行い、海外留学等実施期間前に必ず参加高校生等全員の受診完了確認を行うこと。また、その旨を大阪府あて報告すること。
- ・ パスポート・ビザ申請に必要な書類・申請方法を参加者に案内し、参加高校生等全員が海外留学等への出発までにビザ取得できるように管理を行うとともに、取得状況を随時大阪府に報告すること。
- ・ 参加高校生等が、ビザ申請の代行を受託者に依頼したにもかかわらず、万が一その発給が出発に間に合わなかった場合は、遅れて出発する参加高校生等の渡航費用を受託者が負担するものとする。ただし、参加高校生等の個人の事情及び大使館からの指示によりビザが発行されない場合はこの限りではない。

- ・ ビザ申請料及びビザ取得関連費用は、参加高校生等の負担とする。
- ・ 各参加高校生等の出発日までに参加高校生等が大阪府から本事業の助成金に係る交付決定がなされなかった場合、助成金の支給を受けることができない旨、参加高校生等及び保護者に事前に連絡するとともに、進捗管理を徹底すること。
- ・ 受託者は、海外留学等において現地でかかった病気、けがなどの治療費に最低限必要な、海外旅行傷害保険を参加高校生等全員に加入させること。
- ・ 参加高校生等の海外留学等目的地、内容等によって最適な保険を提案すること。

(サ) 緊急連絡先の整備、海外留学等実施期間中の危機管理体制

- ・ 受託者は各参加高校生等の海外留学等出発前までに、緊急時の現地連絡先等の一覧表を作成し、各参加高校生等及びその保護者へ通知し、当該通知後は受託者から大阪府へ報告すること。
- ・ 受託者は、各参加高校生等の海外留学等の期間中において、参加高校生等の緊急連絡において対応し、必要な助言、手配、支援等を行うこと。

(シ) 出発・帰国

- ・ 理由の如何に関わらず、出発・帰国の遅れが生じた場合は、直近の日程で該当の参加高校生等の航空券の手配など支援すること。また、必要に応じて該当の参加高校生等の受入先機関や滞在先及び海外留学等に係る関係機関等への日程調整等を支援すること。

(ス) 現地受入先機関への引渡し及び現地での支援体制等

- ・ 受託者は、参加高校生等を各現地受入先機関に引き渡しが完了したことを確認すること。確認後、参加高校生等の保護者と大阪府あて、メール等により報告すること。
- ・ 受託者は、参加高校生等が海外留学等プログラム実施期間中において、各参加高校生等から現地での報告を受けること。
- ・ 受託者は、参加高校生等の現地での活動の様子を動画等で記録し、最終的に報告動画を作成するための作品に仕上げることを念頭に、参加高校生等の動画記録等の進捗を確認しておくこと。

(セ) 海外留学等の代替プログラム

- ・ 海外留学等の目的地・地域等の社会経済状況等の変化等の影響による、やむを得ない海外留学等の中止を余儀なくされた場合は、代替プログラムを実施すること。なお、代替プログラムの実施については、事前に大阪府と協議の上、承認を得て実施すること。

(ソ) その他

- ・ 参加高校生等の海外留学等プログラム費用、ビザ申請及び往復の航空券代については、大阪府助成金の対象となることから、受託者は、事業開始前に具体的な申請方法について大阪府から聴取し、各参加高校生等が各自の支払いを済ませた後、必ず領収書（レシート）の原本の写し（またはデータ）等を必ず保管し、助成金の実績報告時に併せて提出することを事前に参加高校生等へ通知しておくこと。なお、本領収書（レシート）がない支払いについては、助成金支給対象外となる旨を留意するよう、併せて文書等において通知しておくこと。
- ・ 各参加高校生等から、1 週間ごとに現地報告書を提出させること。

- ・ 各参加高校生等の計画した海外留学等及び海外留学等の代替プログラムの期間中における体調不良などに起因するプログラムの不参加については、当該プログラムの内容に応じ、受託者の判断により欠席扱いとすることができる。

【提案を求める事項 6】 参加高校生等の海外体験に係る海外留学等支援業務

(サ) 緊急連絡先の整備、海外留学等実施期間中の危機管理体制

- ・ 参加高校生等の海外留学等実施期間中の安全確保のため、現地に渡航した参加高校生等の危機管理体制及び緊急事案に対する対応策等について、具体的に提案してください。

(ス) 現地受入先機関への引渡し及び現地での支援体制等

- ・ 参加高校生等の現地受入先機関への安全・安心な引渡しに関する手法、参加高校生等の保護者及び大阪府への報告に関するフロー等について、具体的に提案してください。

(セ) 海外留学等の代替プログラム

- ・ やむを得ない海外留学等の中止を余儀なくされた場合は、以下の【代替プログラムの要件等】の内容を踏まえ、海外留学等の代替プログラムを具体的に提案してください。(なお、海外留学等が実施される場合は、代替プログラムは実施しないこととする。また、代替プログラムについては、実施体制、スケジュール、実施概要を明確にすること。)

【代替プログラムの要件等】

実施時期は、学校の夏休み(令和9年7月下旬から8月中旬)又は冬休み(令和9年12月下旬～令和10年1月上旬)の期間のうち、2週間から1か月程度の期間で実施すること。なお、代替プログラムの実施方法は、対面、オンライン等の非対面かは問わない。

(4) 参加高校生等の海外体験に係る報告等実施業務

(タ) 報告動画作成及び SNS 等への掲載

- ・ 受託者は、各参加高校生等が海外留学等実施中に録画した写真や動画等を、各参加高校生等自身に編集等させて、1本の海外留学等活動体験動画を作成させること。なお、動画については、3分～5分程度とし、各参加高校生等の事前研修や海外留学等プログラム等を通して学んだことを活かし、下記の【留意する点(例)】を参考に作成するように指示すること。

【留意する点(例)】

- ◇ 本事業を通して自分自身がどのように成長したのか
- ◇ 今後自身の海外体験がどのように役に立てられるのか(社会にどのように貢献できるのか)
- ◇ 今後自身の海外体験が他の若者の海外体験にどのようにしてつながられるのか
- ◇ 実際に海外体験を実施し、本事業参加前と参加後で「海外留学等」に対する認識はどのように変化したのか
- ◇ 地元である大阪の魅力について学んだことを、どのように世界に向けて積極的にPRしたか
- ◇ 実際に海外体験を実施し、有意義だったことや困難だったこと等
- ・ 受託者は、各参加高校生等が作成した海外留学等活動体験動画において、著作権、肖像権等に問題がないかどうか、事前に確認しておくこと。また必要に応じて、受託者は各参加高校生等へ動画や写真等の差し替えを指示すること。

- ・ 本事業において、参加高校生等の情報発信力を強化していく取組みがあることから、受託者は、参加高校生等の情報発信力を強化できるような環境や研修体制を整備するとともに、参加高校生等が各自の SNS 等アカウントにてコンテンツ発信を行い、各参加高校生等の SNS 等フォロワー数の 2 倍以上のインプレッション数を獲得できるよう必要なサポートを行う。そのため、受託者は、各参加高校生等の SNS 等に本事業専用のアカウントを作成させ、本事業の活動報告動画について掲載させること。なお、動画の掲載後に、どれだけのインプレッション数（リーチ数）を獲得しているか、参加高校生等から定期的に受託者へ報告させること。

(チ) 成果発表会（プレゼンテーション）

- ・ 成果発表会（プレゼンテーション）において、参加高校生等が本プログラムを通して学んだことと帰国後に作成した海外留学等活動体験動画を活かし、各参加高校生等の海外体験と、自身の将来や今後の大阪への貢献などをテーマに、プレゼンテーション形式等で発表させること。
- ・ 受託者は、成果発表会（プレゼンテーション）には、受託者、参加高校生等、その保護者及び大阪府関係者を参加させること。
- ・ 受託者は、成果発表会（プレゼンテーション）の開催会場については、参加人数等を考慮し、式典開催にふさわしい場所を確保すること。
- ・ 成果発表会（プレゼンテーション）において、大阪府からの要請に応じて、本事業への寄附協力企業を招待すること。なお、参加高校生等との交流、事業紹介等を、必要に応じて、企業との調整やプログラムの検討を行うこと。
- ・ 受託者は、本事業の修了者に対し、大阪府と協議し承認を得た上で、修了証書を作成・送付すること。

(ツ) 助成金申請手続補助

- ・ 参加高校生等の海外留学等プログラム費用及び往復の航空券代については、大阪府助成金の対象となることから、受託者は、各参加高校生等が各自の支払いを済ませた後、必ず領収書（レシート）の原本の写し（またはデータ）等を、助成金の申請時に併せて提出させること。
- ・ 受託者は、本領収書（レシート）がない支払いについては、助成金支給対象外となる旨を留意し、必要な申請書類が準備できているかを申請前に提出書類の確認を行うこと。

【提案を求める事項 7】 参加高校生等の海外体験に係る報告等実施業務

(タ) 報告動画作成

- ・ 参加高校生等に対し、海外留学等活動体験動画を作成させるにあたって、スケジュール、構成、進捗管理方法、動画内容検査方法等を具体的に提案してください。

(チ) 成果発表会（プレゼンテーション）

- ・ 成果発表会（プレゼンテーション）について独自性があり、参加高校生等が楽しみながら企画し、取り組むことのできるような具体的な発表会の構成、発表テーマ、会場、想定する参加人数等を提案してください。

(5) 事業の効果検証・評価及び業務引継ぎ

(テ) 事業の効果検証・評価

- ・ 事業の改善点等について確認し、今後の事業運営に活かすためのアンケート調査を定期的実施すること。なお、アンケート調査の実施については、次の時点において、参加高校生等を対象に、本事業の良かった点、改善すべき点等を問うアンケート調査を実施し、結果を取りまとめること。なお、アンケートの内容は事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。
- ・ アンケート調査の結果や、プログラムで実施する内容・結果等を活用するなどして、適切な時期に、事業効果の検証・評価・分析を行い、事業の改善を行うこと。また、分析結果等については、随時大阪府に報告すること。
- ・ 成果指標については、『9 成果指標』を参照し、効果検証の基準とすること。

(ト) 業務の引継ぎ

- ・ 当該年度の受託者は、次クール以降の業務が円滑に実施できるよう、次クールの受託者に対し、必要な業務の引継ぎを行うこと。
- ・ 当該年度の受託者は、本プログラムで必要となる関係機関等との調整方法等、具体的な事例に基づいて次クールの受託者に業務を引き継ぐこと。
- ・ 当該年度の受託者は、引継ぎ書を作成すること。
- ・ 引継ぎ内容、引継ぎ書に盛り込む内容等については、別途大阪府と協議の上、作成すること。
- ・ 作成後、大阪府の承認を得た上で提出すること。

【提案を求める事項 8】 事業の効果検証・評価

(テ) 事業の効果検証

- ・ 本事業の事業効果を検証する方法やスケジュールについて、下記項目を明確にした上で、具体的な内容を提案してください。
 - ① アンケート調査の実施、実施手法
 - ② 効果の検証・評価にかかる実施方法
 - ③ プログラムの効果検証、評価を行う体制
 - ④ 事業効果の検証、評価による事業内容の改善の方法

12 本事業実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- (2) 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (3) 受託者は、具体的なプログラムの内容について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定し、原則契約締結後 14 日以内に業務実施計画書を大阪府に提出すること。
- (4) 業務の進捗状況報告については、日常的な報告に加え、毎月 10 日までに前月の事業実施状況を書面で報告すること。(報告様式は別途協議)
- (5) 業務内容に関する打ち合わせ等については、原則として月に少なくとも 1 回以上行い、必要が生じた場合は随時実施すること。
- (6) 世界の社会経済情勢等の影響により、実施スケジュール等に変更が生じる場合を想定し、対応を準備しておくこと。

- (7) 参加高校生等が 10 名に満たない場合（プログラム中に参加高校生等数が減となった場合も含む。）は、参加高校生等 1 名あたりの該当経費を踏まえて委託費を減額する。委託費の支払いは契約完了後の精算払いとし、その他、参加高校生等の数に変更があった場合等については、大阪府と別途協議を行うこと。（ただし、参加高校生等の特別な事情や状況等がある場合を除く。）

13 著作権等の取扱い及び権利義務の帰属

- (1) 委託業務の実施に伴って生じた全てのもの（原稿、写真、映像及びデータ等）の著作権、商標権、意匠権、所有権等は、大阪府に帰属するとともに、本業務終了後においても大阪府が保有し、自由に無償で利用できるものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。
- (3) 受託者が制作・納品した動画については、著作権に加え、肖像権についても大阪府に帰属する。
- (4) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、大阪府が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- (5) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

14 事業実績報告書の提出

- (1) 受託者は、令和 8 年度 3 月末時点及び令和 9 年度 10 月末時点の事業実績報告（中途）を、大阪府へ該当月の翌月までに提出すること。その他、大阪府の求めに応じ随時提出すること。
- (2) 下記成果物については、大阪府の指示に従い、それぞれ定められた期日までに大阪府へ納品すること。

成 果 物	内 容	納入時期
①業務実施計画書	業務の実施体制・実施内容・スケジュール等を事業実施計画としてまとめたもの	契約締結日後 14 日以内
②効果検証の報告書	アンケート結果等を踏まえた効果検証	令和 10 年 3 月 31 日 （金曜日）まで
③業務完了報告書	業務を完了したことが記載されたもの	令和 10 年 3 月 31 日 （金曜日）
④収支精算書	業務の収支精算書に支出額の内訳書を添付	令和 10 年 3 月 31 日 （金曜日）

- (3) 受託者は、事業完了後、事業完了報告書及び成果物として本事業で作成したプログラム等（印刷物・データ等）一式を紙形式と電子データで大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。
- (4) 制作した動画のすべての映像データ等を CD-R 等に格納して提出すること。なお、MP4、WMV、MOV、その他配信する媒体に適したファイル形式のデータを提出すること。
- (5) 計上経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。その際、計上経費は、回数、単価、個数等、算出根拠が分かるように明記すること。

15 委託業務の経理等

- (1) 大阪府は、委託期間中、委託事業の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。

- (3) 本事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費を賄ってはならない。また、営利のみを目的とした経費、親睦を深めるための交際経費、その他本事業と無関係と思われる経費については対象外とする。
- (4) 委託業務の支出内容を証する経理書類(実績報告書含む)は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、受託者の費用負担において、いつでも供覧することができるように保存しておくこと。
- (5) 委託費の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告に基づき支払うべき委託費の額を確定し、精算払いを行うものであること。
- (6) 委託業務を実施する場合、原則、財産(備品等)の取得は認めないものとする。

16 再委託の制限等

採択された委託事業の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- (1) 業務の主要な部分を再委託すること。
- (2) 契約金額の相当部分を再委託すること。
- (3) 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- (4) 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

17 個人情報の取扱いについて

- (1) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年大阪府条例第60号)その他法令に定めるものを遵守しなければならない。
- (2) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受託者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。《同特記事項第8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置》業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員(事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。)のみが行うこと。受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

18 その他

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容(経費を含む)まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (3) 全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。
- (4) 受託者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (5) 大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。
- (6) 紛争が起きた場合、受託者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。
- (7) 業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
- (8) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。

(参考 1) 2026 年度 高校生『一人で海外進出!』応援プロジェクト 募集要項概要イメージ

1. 参加高校生等募集方針(アドミッションポリシー)

① 参加高校生等に対して求める資質<目的意識・関心><求める人物像>

- ・ 自身の目標を明確に持ち、海外に一人で飛び出して挑戦する志を持つ者
- ・ 積極的に自分自身の視野を広げる意欲があり、情報収集など自らアクションを起こす努力をすることができる者
- ・ 世界の人々との交流を通じて、国際感覚や自立心・向上心を磨き、自分自身を成長させようとする前向きな姿勢を持つ者
- ・ 自身の海外体験を、海外留学等にまだ一步踏み出せていない他の若者等に対して、SNS 等を活用し、積極的に発信するとともに、大阪のグローバル人材育成のための裾野拡大に貢献しようとする者
- ・ 失敗を恐れず、未知の領域に試行錯誤しながらも、最後まで積極的にやり遂げようと努力できる者
- ・ 本事業の参加高校生等としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自立性を有する者
- ・ 自責思考をしっかりと持つ、責任感のある者
- ・ 地元である大阪について学び、大阪の魅力について世界にしっかりと発信しようとする者
- ・ 多様な人々と真摯に向き合い、調和を図りながら協働しようとする者

2. 対象者

① 応募時において、大阪府内に住所を有する高等学校、特別支援学校高等部・中学部、専修学校高等課程、中等教育学校又は高等専門学校(本科)及び中学校において、中学 3 年生～高校 2 年生(以下、「応募対象者」という。)とする。詳細は、以下の学年の生徒とする。

- ・ 高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程・・・1 年又は 2 年
- ・ 中等教育学校・・・3 年、4 年又は 5 年
- ・ 高等専門学校・・・1 年又は 2 年
- ・ 特別支援学校中学部・中学校・・・3 年

② なお、応募資格として英検準 2 級程度の英語力を要する。

③ 『テーマの方向性』を踏まえ、本事業による海外留学等の活動テーマを提示すること。なお、下記『応募対象者が個別に設定する海外留学等の活動テーマ例』を参考とすること。

【テーマの方向性】『あなたが一人で海外の舞台で挑戦し成長したいこと、そして大阪に貢献できること』

➤ 応募対象者が個別に設定する海外留学等の活動テーマ例:

- ◇ 大阪の社会課題解決に向けて、世界の技術を学び解決方法を見つけたい!
- ◇ グローバル展開する企業を実際に訪問し、将来大阪で起業したい!
- ◇ 海外の先進的なスポーツ医療やその現場を訪れて、大阪のスポーツ医療に貢献したい!
- ◇ 本場のピアノレッスンや、同じくピアノを学ぶ学生と交流し、将来国際コンクールに出たい!そして将来は大阪でもコンサートするなど、文化発展に貢献したい!
- ◇ 海外のボランティア活動に実際に現地に赴いて参加し、大阪に戻って継続的に貢献できることを模索したい!

等

3. 募集概要

- ① 令和 8 年度に中学生・高校生より 10 名程度の選考を行い、海外留学等に向けた国内研修等を実施し、令和 9 年度の夏期休業期間等に海外留学等を実施する。(但し英語圏に限る。)
- ② また、帰国後に報告用動画の作成および参加高校生等による発表会を実施する。